

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P6 1963 年以降は、噴火山麓の旧中ノ湯において 1995 年の道路工事の際に水蒸気噴火が発生したが、山体内では発生していない。</p> <p>P7 (4) 想定される火山活動 ア 噴火シナリオ 2 段落目 避難計画の策定にあたっては、特に人命に重大な影響を及ぼす現象が重要となるため、主として弾道を描いて飛散する概ね 20cm～30cm 以上の噴石（以下「大きな噴石」という。）と火砕流、融雪型火山泥流等に着目し、「水蒸気噴火のみで終了する活動（ケース 1）」と「マグマ噴火へ至る活動（ケース 2）」のそれぞれを噴火ケースとして、過去の噴火状況及び「焼岳火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」での調査結果等を踏まえ噴火シナリオを設定した。</p> <p>P8 ((5) 想定される噴火ケースと火山現象以下)</p>	<p>P6 1963 年以降は、噴火山麓の旧中ノ湯において 1995 年の道路工事の際に水蒸気爆発が発生したが、山体内では発生していない。</p> <p>P7 避難計画の策定にあたっては、特に人命に重大な影響を及ぼす現象が重要となるため、主として弾道を描いて飛散する概ね 20cm～30cm 以上の噴石（以下「大きな噴石」という。）と火砕流、融雪型火山泥流等に着目し、過去の噴火状況等を踏まえ、水蒸気噴火のみで終了する活動を「ケース 1」、マグマ噴火へ至る活動を「ケース 2」と設定した。 また「ケース 1」は、噴火の影響範囲により、①と②にさらに細分化した。</p> <p>P8 (5) 想定される噴火ケースと火山現象以下) 削除 (図 3-1、図 3-2 及び説明文)</p>

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧			新		
P9			P9		
区分	ケース1 (水蒸気噴火)	ケース2 (マグマ噴火)	区分	ケース1 (水蒸気噴火)	ケース2 (マグマ噴火)
噴火規模	火口から2km以内に重大な影響を及ぼす噴火	居住地域まで影響を及ぼす噴火	噴火規模	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">①</p> <p style="color: red;">想定火口域から概ね1km以内に影響を及ぼす噴火</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="color: red;">想定火口域から概ね2km以内に影響を及ぼす噴火</p> </div> </div>	居住地域まで影響を及ぼす噴火
現象	噴石、降灰、空振(爆風)、土石流、泥流 他	噴石、降灰、空振(爆風)、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、土石流、泥流 他	現象	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="color: red;">噴石、降灰、土石流 他</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>噴石、降灰、空振、土石流、火口噴出型泥流 他</p> </div> </div>	噴石、降灰、空振、火砕流 または火砕サージ 、溶岩流、融雪型火山泥流、土石流、 火口噴出型泥流 他
噴火事例	近年の水蒸気噴火	約2,300年前の中尾火砕流の噴火 約4,000年前の下堀沢溶岩の噴火	噴火事例	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="color: red;">近年の水蒸気噴火(1962年)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>近年の水蒸気噴火(1915年)</p> </div> </div>	約2,300年前の中尾火砕流の噴火 約4,000年前の下堀沢溶岩の噴火
影響範囲	<p>【火口から2km】</p> <p>上空の風の影響を受けずに飛散する大きな噴石の到達距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 焼岳小屋 ■ 登山道 ※ 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘、新中ノ湯-焼岳、上高地-新中尾峠、上高地-西穂山荘、新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘 ■ 県道24号上高地公園線 ※ 大正池付近まで飛散 ■ 安房峠道路 	<p>【居住地域】</p> <p>溶岩ドーム崩壊による火砕流等発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 岐阜県 奥飛騨温泉郷 ■ 長野県 梓川流域 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【想定火口から概ね1km】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 焼岳小屋 ■ 登山道 <li style="padding-left: 20px;">中尾-新中尾峠、新中ノ湯-焼岳、上高地-新中尾峠、新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘 </div> <div style="width: 45%;"> <p>【想定火口から概ね2km】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登山道 <li style="padding-left: 20px;">中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘、新中ノ湯-焼岳、上高地-新中尾峠、上高地-西穂山荘、新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘 ■ 県道24号上高地公園線 <li style="padding-left: 20px;">■ 国道158号 ■ 安房峠道路 </div> </div>	<p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 岐阜県 <li style="padding-left: 20px;">■ 蒲田川流域 <li style="padding-left: 20px;">■ 高原川流域 ■ 長野県 <li style="padding-left: 20px;">■ 梓川流域 	

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P10</p> <p>ケース1：想定火口から2 km 以内に重大な影響を及ぼす噴火 想定される現象 → 噴石、降灰、空振（爆風）、土石流・泥流</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上空の風の影響を受けず弾道を描いて飛散する噴石の到達距離によるものとする。 ・ 噴石飛散の実績としては1962年噴火の際の数百mがあるが、1962年の水蒸気噴火は小規模なもの。 ・ ケース1ではそれよりも大規模な水蒸気噴火も想定するため、他火山での水蒸気噴火の事例も考慮し、最大到達範囲は想定火口から2 km とした。 </div> <p>ケース2：居住地域まで影響を及ぼす噴火（火砕流、溶岩流） 想定される現象 → 噴石、降灰、空振（爆風）、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、土石流・泥流</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約2,300年前の噴火では山頂北西の足洗谷から蒲田川流域のほか、東の大正池付近まで火砕流が達している。 ・ 焼岳火山防災マップでは、シミュレーションにより火砕流流下域を想定しており、火砕流の流下が想定される地域は約2,300年前の噴火の領域の他、上高地、高原川流域も含まれている。 ・ 本想定において、火砕流による影響範囲は焼岳火山防災マップに基づいた範囲とし、ケース2における影響範囲は居住地域までを想定した。 ・ 積雪期は融雪型火山泥流も予想される。 </div>	<p>P10</p> <p>ケース1-①：想定火口域から概ね1km 以内に影響を及ぼす噴火 想定される現象 → 噴石、降灰、土石流</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上空の風の影響を受けず弾道を描いて飛散する大きな噴石到達距離が想定火口域から概ね1km 以内である場合とする。 ・ 噴石飛散の実績としては1962年噴火の際の数百mがある。 </div> <p>ケース1-②：想定火口域から概ね2km 以内に影響を及ぼす噴火 想定される現象 → 噴石、降灰、空振、土石流、火口噴出型泥流</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上空の風の影響を受けず弾道を描いて飛散する大きな噴石の到達距離が想定火口域から概ね1km を超え、2km まで飛散した場合とする。 ・ 1915年の噴火では、土石流（火山泥流）が中堀沢、下堀沢を流れ下り、梓川をせき止め、「大正池」が形成された。 </div> <p>ケース2：居住地域まで影響を及ぼす噴火 想定される現象 → 噴石、降灰、空振、火砕流または火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、土石流、火口噴出型泥流</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約2,300年前の噴火では山頂北西の足洗谷から蒲田川流域のほか、東の大正池付近まで火砕流が達している。 ・ 焼岳火山防災基本図では、シミュレーションにより火砕流流下域を想定しており、火砕流の流下が想定される地域は約2,300年前の噴火の領域の他、上高地、高原川、梓川流域も含まれている。 ・ 本想定において、その影響範囲は居住地域に及ぶ。 ・ 積雪期は融雪型火山泥流も予想される。 </div>

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

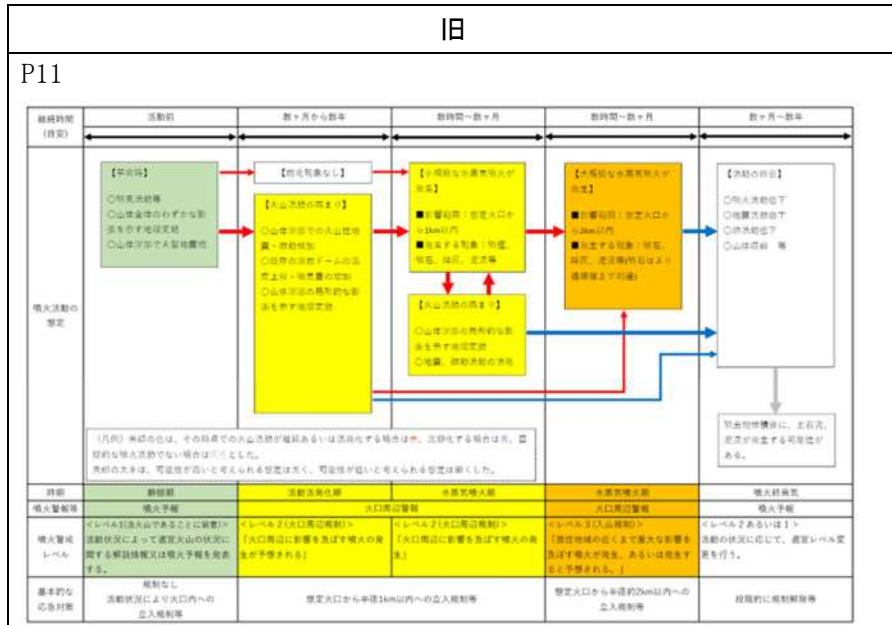


図-6-1 ケース1(水蒸気噴火)の例

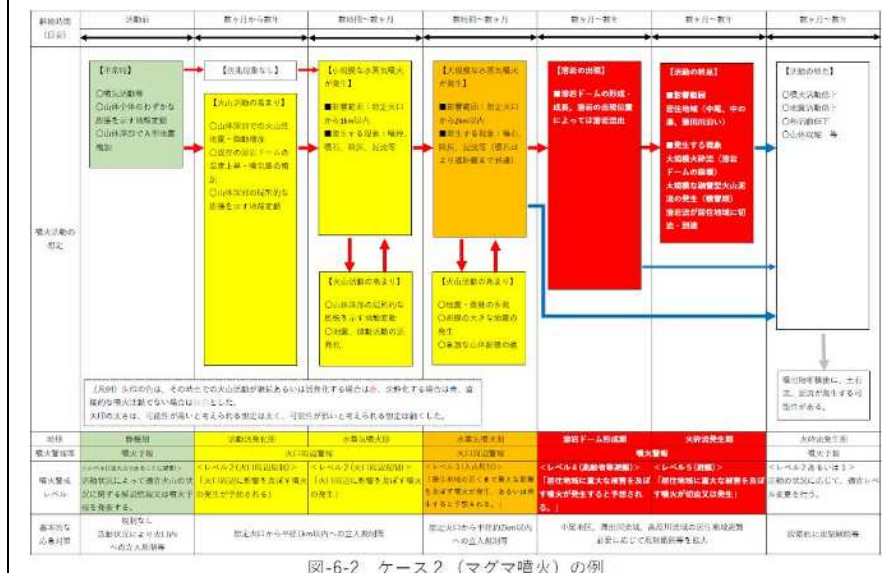


図-6-2 ケース2(マグマ噴火)の例

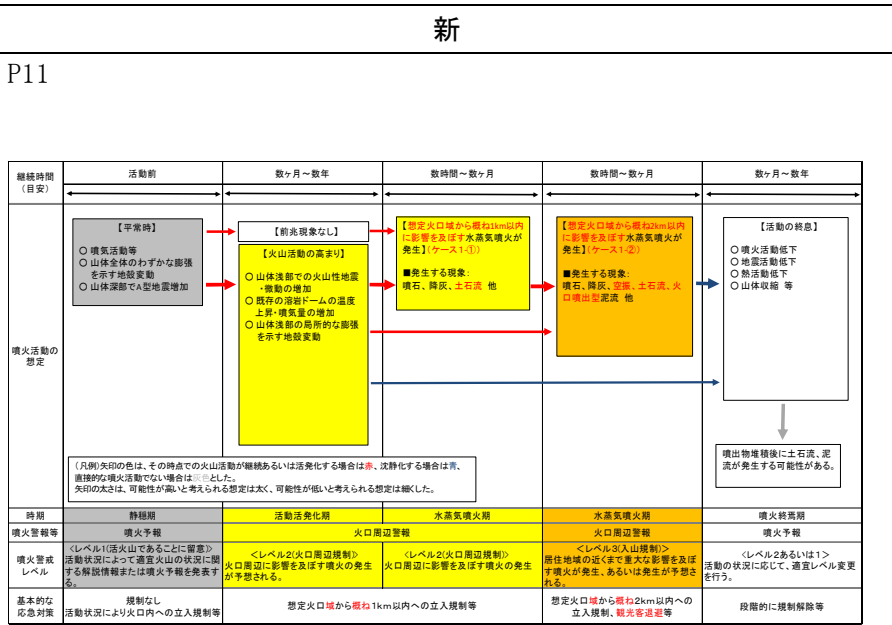


図-6-1 ケース1(水蒸気噴火)の例

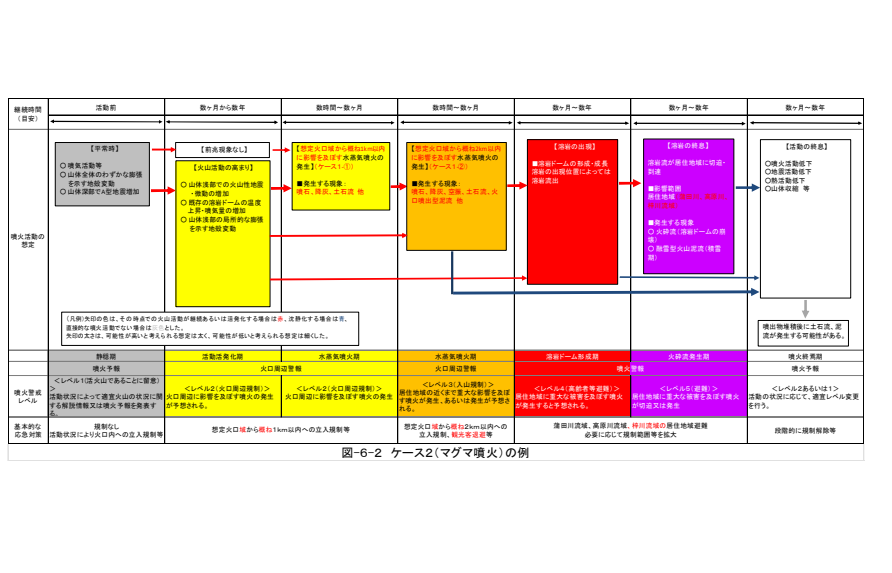


図-6-2 ケース2(マグマ噴火)の例

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P11 の修正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【小規模な水蒸気噴火の発生】 (発生する現象) 噴煙、噴石、降灰、泥流等 ・【大規模な水蒸気噴火の発生】 (発生する現象) 噴石、降灰、泥流等 (噴石はより遠距離まで到達) ・ 想定火口から半径 1km 以内への立入規制等 ・ 想定火口から半径約 2km 以内への立入規制等 ・ 中尾地区、蒲田川流域、高原川流域の居住地域避難 <p>P15 (噴火警戒レベル) 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 1km まで大きな噴石が飛散 (過去事例は修正なし) <p>(噴火警戒レベル) 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 2km まで大きな噴石が飛散 (過去事例は修正なし) 	<p>P11 の修正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【想定火口域から概ね 1km 以内に影響を及ぼす水蒸気噴火が発生】 (ケース 1-①) (発生する現象) 噴石、降灰、土石流 等 ・【想定火口域から概ね 2km 以内に影響を及ぼす水蒸気噴火が発生】 (ケース 1-②) (発生する現象) 噴石、降灰、空振、土石流、火口噴出型泥流 等 ・ 想定火口域から概ね 1km 以内への立入規制等 ・ 想定火口域から概ね 2km 以内への立入規制、観光客退避等 ・ 蒲田川流域、高原川流域、梓川流域の居住地域避難 (※【溶岩の終息】枠内における影響範囲の表記も河川流域名で統一) ・ 噴火警戒レベルに対応した色への変更 (レベル 1、5 相当) <p>P15 (噴火警戒レベル) 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 想定火口域から概ね 1 km 以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。 <p>(噴火警戒レベル) 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 想定火口域から概ね 2 km 以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧

P13 (気象庁作成 焼岳の「噴火警戒レベル」(画像表))

焼岳の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています(レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」)。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



【焼岳の特徴】(標高2455m)

- 安山岩・デイサイトの成層火山で、約4,000年前の噴火で下遊沢溶岩流、約2,300年前の最新のマグマ噴火で、焼岳円頂丘溶岩、中尾火砕流が発生した。
- 山頂の溶岩ドームにはいくつもの火口地形があり、明治以降の噴火は水蒸気爆発で、泥流を生じやすい。
- 1915年(大正4年)の噴火では泥流により大正池が形成された。
- 最近では、1962年(昭和37年)に水蒸気噴火が発生し、噴石により2名の負傷者がでている。

【地図の説明】

- 想定される噴火口の範囲
北西-南東方向 2.4km、
北東-南西方向 1.4km
の小円型円内
- 周辺の居住地域
- 登山口や登山道の分岐点
- レベル2(火口周辺規制)の規制範囲
(想定火口から約1kmまで)
- レベル2で規制の対象となる登山道
- レベル3(入山規制)の規制範囲
(想定火口から約2kmまで)
- レベル3で規制の対象となる登山道や道路など
- ▲ レベル3の道路規制箇所

焼岳の噴火警戒レベル1~3に対応した規制範囲



この地図は、国土院作成「地形データ3300(地形図)」を参照しています。

新

P13

焼岳の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています(レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」)。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



【焼岳の特徴】(標高2455m)

- 安山岩・デイサイトの成層火山で、約4,000年前の噴火で下遊沢溶岩流、約2,300年前の最新のマグマ噴火で、焼岳円頂丘溶岩、中尾火砕流が発生した。
- 山頂の溶岩ドームにはいくつもの火口地形があり、明治以降の噴火は水蒸気爆発で、泥流を生じやすい。
- 1915年(大正4年)の噴火では泥流により大正池が形成された。
- 最近では、1962年(昭和37年)に水蒸気噴火が発生し、噴石により2名の負傷者がでている。

【地図の説明】

- 想定火口
北西-南東方向 2.4km、
北東-南西方向 1.4km
の小円型円内
- 周辺の居住地域
- 登山口や登山道の分岐点
- レベル2(火口周辺規制)の規制範囲
(想定火口から約1kmまで)
- レベル2で規制の対象となる登山道
- レベル3(入山規制)の規制範囲
(想定火口から約2kmまで)
- レベル3で規制の対象となる登山道や道路など
- ▲ レベル3の道路規制箇所

焼岳の噴火警戒レベル1~3に対応した規制範囲



この地図は、国土院作成「地形データ3300(地形図)」を参照しています。

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

P14 (気象庁作成 焼岳の「噴火警戒レベル」(画像裏))

平成23年3月31日運用開始

焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 約4000年前の噴火(下瀬沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ●火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 過去事例 約4000年前の噴火(下瀬沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散。 過去事例 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散。 過去事例 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小壘まで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。住民は通常の生活。	●火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

P14

平成23年3月31日運用開始

焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 約4000年前の噴火(下瀬沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 過去事例 約4000年前の噴火(下瀬沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●想定火口域から概ね2km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。 過去事例 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●想定火口域から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。 過去事例 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小壘まで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。住民は通常の生活。	●火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注) ここでの「大きな噴石」とは、全て風の影響を受けずに弾道を揃えて飛散する大きさのものとする。このレベルは、地元の自治体と協働の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。



最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/>

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P22</p> <p>5 防災・避難対応（各レベル）</p> <p>焼岳では、噴火警戒レベル3への引き上げ時には、想定火口から概ね2 km まで影響を及ぼす噴火の警戒が必要である。特に引き上げ直後は、火山活動の活発化が認められている状態であり、噴火が発生していない状況であっても火山活動の推移が不明確であることから、まず全面的な規制（県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の通行規制を伴う規制。以下「全面規制」という。）を実施するため、警戒区域を設定するものとする。</p> <p>高山市長及び松本市長（以下「両市長」という。）は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第 63 条第 1 項に基づき、予め定めてある噴火警戒レベル3の規制範囲に対して、警戒区域を設定する。これを受けて、各道路管理者は所管する道路について規制を実施する。</p>	<p>P22</p> <p>5 防災・避難対応（各レベル）</p> <p>焼岳では、噴火警戒レベル3への引き上げ時には、想定火口域から概ね2 km まで影響を及ぼす噴火の警戒が必要である。特に引き上げ直後は、噴火が発生していない状況であっても火山活動の推移について見通しを立てることが難しいことから、まず全面的な規制（県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の通行規制を伴う規制。以下「全面規制」という。）を実施するため、警戒区域を設定するものとする。</p> <p>高山市長及び松本市長（以下「両市長」という。）は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第 63 条第 1 項に基づき、焼岳火山防災基本図で示す噴火警戒レベル3の規制範囲に対して、警戒区域を設定する。これを受けて、各道路管理者は所管する道路について規制を実施する。</p>
<p>P25</p> <p>5. 1. 2 噴火警戒レベル1（火山活動が活発化し始めた場合）</p> <p>気象庁より臨時の火山の状況に関する解説情報が発表された 等 [想定される事象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 群発地震が発生している ・ 火山性微動、山体の膨張が観測されている ・ 爆発音が聞こえた、山頂部周辺が赤く見える等、地元住民等から焼岳の異変に関する通報があった 	<p>P25</p> <p>5. 1. 2 噴火警戒レベル1（火山活動が活発化し始めた場合）</p> <p>気象庁より臨時の火山の状況に関する解説情報が発表された 等 [想定される事象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山性地震が増加している ・ 火山性微動、山体の膨張が観測されている ・ 爆発音が聞こえた、山頂部周辺が赤く見える等、地元住民等から焼岳の異変に関する通報があった

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧		新	
P28		P28	
<p>火山の状況に関する解説情報 (臨時) 群発地震を観測</p>	<p>本日〇〇時気象庁から、焼岳における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。</p> <p>焼岳周辺において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。</p>	<p>火山の状況に関する解説情報 (臨時) 火山性地震が増加</p>	<p>本日〇〇時気象庁から、焼岳における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。</p> <p>焼岳周辺において火山性地震が増加しております。今後の情報に注意してください。</p>
P32		P32	
<p>5. 2 噴火警戒レベル2</p> <p>噴火警戒レベル2 [想定される事象] ・大きな噴石が想定火口から 1km 以内に飛散する可能性 ・顕著な火山性微動、山体の膨張等、顕著な噴火の前兆現象が観測されている ・小規模噴火（水蒸気噴火）が発生している</p> <p>【噴石以外の注意現象】レベル2～ 降灰、降灰後の雨による泥流、火山性地震による・・・</p>		<p>5. 2 噴火警戒レベル2</p> <p>噴火警戒レベル2 [想定される事象] ・大きな噴石が想定火口から概ね 1km 以内に飛散する噴火の発生、またはその可能性 ・火山性地震の増加、火山性微動、山体の膨張等が観測されている</p> <p>【噴石以外の注意現象】レベル2～ 降灰、降灰後の雨による土石流、火山性地震による・・・</p>	
P34		P34	
<p>避難が必要な地震を観測</p>	<p>本日〇〇時焼岳で噴火が発生しました。 建物内に避難してください。 大きな地震を観測しました。指示があるまで屋内退避してください。(繰り返し)</p>	<p>削除</p>	

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P42</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>噴火警戒レベル3（全面規制）は噴火警戒レベル3の発表、引上げ時に適用される。 想定火口から約2 km 以内の道路は全て通行規制を実施。（退避車両も通行不可）</p> </div>	<p>P42</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>噴火警戒レベル3（全面規制）は噴火警戒レベル3の発表、引上げ時に適用される。 想定火口から約2 km 以内の道路は全て通行規制を実施。（退避車両も通行不可）</p> </div>
<p>※上記はレベル2の対応に加え必要となる</p>	
<p>P48</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">（部分解除）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>噴火警戒レベル3（部分解除）は噴火警戒レベルが3ではあるが、警戒区域の部分的な規制解除が可能と判断された場合に適用される。 想定火口から約2 km 以内の道路は全て通行規制を実施するが、退避車両に限り通行可能</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>※最終的な解除判断は火山活動状況を踏まえ高山市長が判断する。（現地本部にて検討）</p> </div> </div>	<p>P48</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">（部分解除）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>噴火警戒レベル3（部分解除）は噴火警戒レベルが3ではあるが、警戒区域の部分的な規制解除が可能と判断された場合に適用される。 想定火口から約2 km 以内の道路は全て通行規制を実施するが、退避車両に限り通行可能</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>※最終的な解除判断は火山活動状況を踏まえ高山市長が判断する。（現地本部にて検討）</p> </div> </div>
<p>※上記はレベル2の対応に加え必要となる</p>	
<p>P51</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>【居住地域】避難指示発令 火砕流の到達時間の早い奥飛騨温泉郷の一部の地域について避難指示を発令 なお住民避難は自家用車を基本とするが、状況に応じシャトルバス等の利用も検討する。（高山市）</p> <p>【西穂山荘】退避（富山方面） 上高地-西穂山荘、上千石-西穂山荘、<u>ロープウェイ</u>完全閉鎖に伴い両側への下山は困難</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 35%;"> <p>【岐阜県】 【西穂山荘】 → 退避（富山側） ※岐阜県側への登山道、新穂高ロープウェイ完全閉鎖</p> </div> </div>	<p>P51</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>【居住地域】避難指示発令 火砕流の到達時間の早い奥飛騨温泉郷の一部の地域について避難指示を発令 なお住民避難は自家用車を基本とするが、状況に応じシャトルバス等の利用も検討する。（高山市）</p> <p>【西穂山荘】退避（富山方面） 上高地-西穂山荘、上千石-西穂山荘、<u>ロープウェイ</u>完全閉鎖に伴い両側への下山は困難</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 35%;"> <p>【岐阜県】 【西穂山荘】 → 退避（富山側） ※岐阜県側への登山道、新穂高ロープウェイ完全閉鎖</p> </div> </div>
<p>※上記はレベル3の対応に加え必要となる</p>	

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧		新	
P54		P54	
予警	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防 災 行 動
噴火警報	5 避難	<p>【地 域】 (火砕流、融雪型火山泥流到達地区)</p> <p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒲田川流域 ・高原川流域 <p>長野県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梓川流域 <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 471 号【岐阜県】 	<p>【地 域】 → 避難指示</p> <p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒲田川流域 (地区：新穂高、中尾、神坂、栃尾) ・高原川流域 (地区：平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当、今見、田頃家、蓼之保、笹嶋) <p>長野県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梓川流域 (地区：沢渡) <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> →通行規制 (避難車両通行可) ・国道 471 号 (葛山地内)
噴火警報	5 避難	<p>【地 域】 (火砕流、融雪型火山泥流到達地区)</p> <p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒲田川流域 ・高原川流域 <p>長野県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梓川流域 <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 471 号【岐阜県】 	<p>【地 域】 → 避難指示</p> <p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒲田川流域 (地区：新穂高、中尾、神坂、栃尾) ・高原川流域 (地区：平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当、今見、田頃家、蓼之保、笹嶋) <p>長野県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梓川流域 (地区：沢渡) <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> →通行規制 (避難車両通行可) ・国道 471 号 (葛山地内)
※上記はレベル4の対応に加え必要となる			

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P46</p> <p>5.3.2 噴火警戒レベル3 (部分解除) (運用判断基準)</p> <p>噴火警戒レベルは3であるが、以下に該当する場合</p> <p>○噴火していない状況であって、火山性地震、火山性微動、地殻変動等の観測状況から、協議会に対し火山専門家や気象庁から部分的な規制解除が可能との助言があった場合</p> <p>○噴火が発生し、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等に噴石の降下や火山灰の堆積等はあるものの、車両の通行には支障がない状況で、噴火の発生場所（火口位置）等の状況から、協議会に対し火山専門家や気象庁から部分的な規制解除が可能との助言があった場合</p> <p>○噴火は発生しているが、火山活動に活発化の傾向は無く、観測データにも大きな変化が認められないと、協議会に対し火山専門家や気象庁から部分的な規制解除が可能との助言があった場合</p> <p>以上の運用判断基準のいずれかに該当した場合、その他の状況を総合的に勘案し、両市長は、災対法第 63 条第 1 項に基づく警戒区域設定区間のうち、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等において退避のための車両に限り、警戒区域内の通行を認める判断を道路毎に行う。（退避のための車両の通過は、災対法第 63 条第 1 項における当該区域からの退去に位置付ける。）</p> <p>両市長の判断を受け、各道路管理者は、警戒区域内の車両等の通行が可能となった場合に、所管する道路の規制緩和について判断を行うものとする。</p> <p>ただし、噴火による噴石を考慮し、オープンカー、自動二輪車、自転車、徒歩による通行については、その時点で判断するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>噴火警戒レベル3 (部分解除) 【想定される事象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口の西側で噴火が発生し、大きな噴石は火口から 2km 近くまで飛散しているが、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等までは到達しておらず、噴火の拡大傾向はみられていない ・噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1km 程度まで飛散。小さな噴石や火山灰は 2 km を超える程度まで降下しているが、当面の風向きから、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の方向には降下しないと考えられる ・噴火は発生しているが、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等までは影響が及ばない状況で、火山活動に活発化の傾向は無く地震や地殻変動等の観測データに大きな変化が認められない </div>	<p>P46</p> <p>5.3.2 噴火警戒レベル3 (部分解除)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>噴火警戒レベル3 (部分解除) 【想定される事象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベルは3であるが噴火が発生しておらず、火山活動の急激な高まりが落ち着いている ・想定火口域の西側で噴火が発生し、大きな噴石は火口から 2km 近くまで飛散しているが、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等までは到達しておらず、噴火の拡大傾向はみられていない ・噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1 km 程度まで飛散。小さな噴石や火山灰は 2 km を超える程度まで降下しているが、当面の風向きから、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の方向には降下しないと考えられる ・噴火は発生しているが、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等までは影響が及ばない状況で、火山活動に活発化の傾向は無く地震や地殻変動等の観測データに大きな変化が認められない </div> <p>(運用判断基準)</p> <p>噴火警戒レベルは3であるが、上記の【想定される事象】に該当する場合で、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路に噴石の降下や火山灰の堆積等はあるものの、車両の通行には支障がない状況で、協議会に対し火山専門家や気象庁から、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等への火山活動による影響の可能性は低いものとの助言があった場合</p> <p>以上に該当した場合、その他の状況を総合的に勘案し、両市長は、災対法第 63 条第 1 項に基づく警戒区域設定区間のうち、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等において退避のための車両に限り、警戒区域内の通行を認める判断を道路毎に行う。なお、退避中は気象庁等による嚴重な火山活動監視を行い、火山活動の急激な高まり等状況に変化がある場合には、速やかに退避を中止するものとする。（退避のための車両の通過は、災対法第 63 条第 1 項における当該区域からの退去に位置付ける。）</p>

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新																																																								
<p>P53・P55</p> <p>(2) 指定避難所一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 45%;">避難所名</th> <th style="width: 40%;">所在地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">高山市</td> <td>本郷小学校体育館</td> <td>高山市上宝町在家 1642</td> </tr> <tr> <td>北稜中学校体育館・武道場</td> <td>高山市上宝町本郷 652</td> </tr> <tr> <td>丹生川中学校</td> <td>高山市丹生川町町方 1500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松本市</td> <td>グレンパークさわんど</td> <td>松本市安曇 4144 番地 17</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 各地区から指定避難所までのルート（避難路）</p> <p style="text-align: center;">避難場所への避難ルート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">避難対象地域</th> <th style="width: 45%;">避難ルート</th> <th style="width: 30%;">避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上、柏当、一重ヶ根（岩坪谷より下流）</td> <td>国道471号</td> <td>本郷小学校</td> </tr> <tr> <td>中尾、新穂高、神坂、栃尾、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋</td> <td>国道471号</td> <td>北稜中学校</td> </tr> <tr> <td>平湯、福地、一重ヶ根（岩坪谷より上流）</td> <td>国道158号</td> <td>丹生川中学校</td> </tr> <tr> <td>沢渡</td> <td>国道158号</td> <td>グレンパークさわんど</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	市町村	避難所名	所在地番	高山市	本郷小学校体育館	高山市上宝町在家 1642	北稜中学校体育館・武道場	高山市上宝町本郷 652	丹生川中学校	高山市丹生川町町方 1500	松本市	グレンパークさわんど	松本市安曇 4144 番地 17	避難対象地域	避難ルート	避難場所	村上、柏当、一重ヶ根（岩坪谷より下流）	国道471号	本郷小学校	中尾、新穂高、神坂、栃尾、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋	国道471号	北稜中学校	平湯、福地、一重ヶ根（岩坪谷より上流）	国道158号	丹生川中学校	沢渡	国道158号	グレンパークさわんど	<p>P53・P55</p> <p>(2) 指定避難所 ア 指定避難所一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 45%;">避難所名</th> <th style="width: 40%;">所在地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">高山市</td> <td>本郷小学校体育館</td> <td>高山市上宝町在家 1642</td> </tr> <tr> <td>北稜中学校体育館・武道場</td> <td>高山市上宝町本郷 652</td> </tr> <tr> <td>丹生川中学校</td> <td>高山市丹生川町町方 1500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松本市</td> <td>グレンパークさわんど</td> <td>松本市安曇 4144 番地 17</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 各地区から指定避難所までのルート（避難路）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">避難対象地域</th> <th style="width: 45%;">避難ルート</th> <th style="width: 30%;">避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上、柏当、一重ヶ根（岩坪谷より下流）</td> <td>国道471号</td> <td>本郷小学校</td> </tr> <tr> <td>中尾、新穂高、神坂、栃尾、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋</td> <td>国道471号</td> <td>北稜中学校</td> </tr> <tr> <td>平湯、福地、一重ヶ根（岩坪谷より上流）</td> <td>国道158号</td> <td>丹生川中学校</td> </tr> <tr> <td>沢渡</td> <td>国道158号</td> <td>グレンパークさわんど</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 情報の収集・伝達</p> <p>5. 2 噴火警戒レベル（2）を参照</p> <p>以下の項目については、5.2 噴火警戒レベル2（4）～（14）を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> （4）実施状況の集約 （5）観測情報等の収集・提供、航空観測の実施 （6）登山者等の避難誘導 （7）入山者に対する注意喚起の実施 	市町村	避難所名	所在地番	高山市	本郷小学校体育館	高山市上宝町在家 1642	北稜中学校体育館・武道場	高山市上宝町本郷 652	丹生川中学校	高山市丹生川町町方 1500	松本市	グレンパークさわんど	松本市安曇 4144 番地 17	避難対象地域	避難ルート	避難場所	村上、柏当、一重ヶ根（岩坪谷より下流）	国道471号	本郷小学校	中尾、新穂高、神坂、栃尾、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋	国道471号	北稜中学校	平湯、福地、一重ヶ根（岩坪谷より上流）	国道158号	丹生川中学校	沢渡	国道158号	グレンパークさわんど
市町村	避難所名	所在地番																																																							
高山市	本郷小学校体育館	高山市上宝町在家 1642																																																							
	北稜中学校体育館・武道場	高山市上宝町本郷 652																																																							
	丹生川中学校	高山市丹生川町町方 1500																																																							
松本市	グレンパークさわんど	松本市安曇 4144 番地 17																																																							
避難対象地域	避難ルート	避難場所																																																							
村上、柏当、一重ヶ根（岩坪谷より下流）	国道471号	本郷小学校																																																							
中尾、新穂高、神坂、栃尾、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋	国道471号	北稜中学校																																																							
平湯、福地、一重ヶ根（岩坪谷より上流）	国道158号	丹生川中学校																																																							
沢渡	国道158号	グレンパークさわんど																																																							
市町村	避難所名	所在地番																																																							
高山市	本郷小学校体育館	高山市上宝町在家 1642																																																							
	北稜中学校体育館・武道場	高山市上宝町本郷 652																																																							
	丹生川中学校	高山市丹生川町町方 1500																																																							
松本市	グレンパークさわんど	松本市安曇 4144 番地 17																																																							
避難対象地域	避難ルート	避難場所																																																							
村上、柏当、一重ヶ根（岩坪谷より下流）	国道471号	本郷小学校																																																							
中尾、新穂高、神坂、栃尾、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋	国道471号	北稜中学校																																																							
平湯、福地、一重ヶ根（岩坪谷より上流）	国道158号	丹生川中学校																																																							
沢渡	国道158号	グレンパークさわんど																																																							

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
	<ul style="list-style-type: none">(8) 要配慮者等の避難準備(9) 避難促進施設の避難支援(10) 被災状況の調査(11) 報道発表等の災害広報(12) 情報の共有(13) 降灰による土石流の緊急調査等の実施（既に噴火が発生している場合）(14) その他

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P55</p> <p>(2) 情報の収集・伝達</p> <p>異常現象に関する情報は、常時観測を行っている気象庁から噴火速報として情報提供される場合と、地域住民・登山者等から情報提供される場合等が考えられる。</p> <p>P59</p> <p>(3) 活動基準の設定</p> <p>警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、気象庁火山監視課火山監視・警報センター、協議会に参画する火山専門家、松本砂防事務所および神通川水系砂防事務所等から、監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、火山活動の状況や降雨の状況などによる救助活動基準を両県の災害対策本部等の下による協議により設定する。</p> <p>気象庁火山監視課火山監視・警報センター、協議会に参画する火山専門家、松本砂防事務所および神通川水系砂防事務所等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる救助活動基準の設定について両県の災害対策本部等に対し助言を行う。</p> <p>噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、災害対策本部等に速やかに報告する。</p>	<p>P56</p> <p>(2) 情報の収集・伝達</p> <p>突発的な噴火に関する情報は、常時観測を行っている気象庁から噴火速報として情報提供される場合と、地域住民・登山者等から情報提供される場合等が考えられる。</p> <p>P59</p> <p>(3) 活動基準の設定</p> <p>気象庁火山監視課火山監視・警報センター、協議会に参画する火山専門家、松本砂防事務所および神通川水系砂防事務所等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる救助活動基準の設定について両県の災害対策本部等に対し助言を行う。</p> <p>警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、上記助言などを踏まえ、火山活動の状況や降雨の状況などによる救助活動基準を両県の災害対策本部等の下による協議により設定する。また、噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、災害対策本部等に速やかに報告する。</p>

焼岳火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<p>P65</p> <p>(4) 要支援者への支援体制の構築</p> <p>両市は、避難準備情報の発表段階で要支援者の避難誘導を優先して行うこととなるため、平時から警察・消防などの関係機関と連携して要支援者への支援体制を構築する。</p>	<p>P65</p> <p>(4) 要支援者への支援体制の構築</p> <p>両市は、高齢者等避難の発表とともに要支援者の避難誘導を優先して行うこととなるため、平時から警察・消防などの関係機関と連携して要支援者への支援体制を構築する。</p>